

令和8年度 認知症高齢者見守り事業実施業務仕様書

この業務は、認知症高齢者見守り事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び次に示す事項に基づき実施するものとする。

1 従事者

サービスの利用調整員（以下「コーディネーター」という。）として、次の要件を満たす者を1名配置し、業務従事者届出書（別紙1）及び国家資格に関する免許証等の写しを市長に提出するものとする。

- (1) 認知症に関する専門的な知識を有すること。また、実施要綱第4条の依頼会員及び第5条の提供会員からの相談に対応できること。
- (2) 国家資格（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士）又は、介護支援専門員の資格を有し、1年以上相談業務に従事した実績があること。

2 業務内容

受託者は、事業所内に認知症サポートセンター（認知症高齢者見守り事業事務局）を設置し、次の業務を実施するものとする。

- (1) 事業が広く周知されるよう、地域住民及び介護支援専門員等に対し、認知症高齢者見守り事業の周知を行うこと。なお、事業の周知については、地域包括支援センター等の関係機関と情報共有等を行い、地域のニーズを把握した上で行うこと。
- (2) 依頼会員及び提供会員の登録及び管理（登録名簿の作成）を行うこと。また、年1回以上、依頼会員及び提供会員に登録継続の意思継続の意向を確認し、名簿の更新を行うことで、正確な会員情報の把握に努めること。なお、依頼会員又は提供会員の登録を行うときは、事業の概要について十分な説明を行うこと。
- (3) 提供会員となることを希望する者に対して、認知症に関する知識を付与するための研修会を必要に応じて開催すること。なお、研修の開催に当たっては、地域ごとの提供会員数を踏まえ、開催場所を決定すること。内容については、事業の概要、認知症の基礎知識及び認知症高齢者への対応の仕方等に関するものとする。
- (4) サービスの利用に関する相談があった場合、認知症高齢者の状況等を把握するため訪問し、アセスメントを行った上で、サービスの利用を決定し、認知症高齢者の状態に合わせて提供会員を調整すること。なお、アセスメントを行う上では、「認知症高齢者の状態把握票」（別紙2）を参考とするものとする。
- (5) 認知症高齢者及び依頼会員への支援に当たり、これらの者の生活の安定につながる助言や情報提供を行い、必要に応じて地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員等の関係機関との連携を図ること。
- (6) 認知症高齢者への対応等に係る相談対応等、提供会員の活動を支援すること。
- (7) 依頼会員及び提供会員に対し、年1回以上、広報紙を発行すること。
- (8) 事業に係る検討及び分析を行うこと。

3 個人情報

事業の実施に当たり、知り得た認知症高齢者、依頼会員及び提供会員の個人情報を、正当な理由がなく、他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。業務の完了後においても、同様とする。

4 安全管理

業務を実施するに当たり、認知症高齢者及び提供会員の安全を確保するため、提供会員に対する損害保険に加入すること。

なお、事故等が発生した場合は、速やかに市長に報告すること。

5 報告

- (1) 受託者は、各月の業務が完了したときは、月ごとに会員数、活動状況等を集計し、認知症高齢者見守り事業月間活動実績報告書（別紙3）及びマッチングに係る調整一覧表（別紙4）により翌月10日（その日が休日に当たる場合は、休日を経過した最初の日。3月にあっては、3月31日）までに報告すること。
- (2) 本仕様書「2 業務内容」の各号に関する研修会の開催、広報紙の発行等の資料があるときは、それらを別紙3に添付すること。
- (3) 業務を完了したときは、当該年度の活動状況を記載した報告書に、利用会員及び提供会員の台帳並びに利用会員別に活動状況等を集計した書類及び提供会員別に活動状況等を集計した書類を添付して、市長に提出すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、業務の履行に関し、報告を求めることがある。

6 認知症サポーター等養成事業との連携

認知症サポーター等養成事業との連携を図ることとし、認知症サポーター養成講座等の受講者等に対し、適宜、事業について情報提供等を行うものとする。

7 再委託の禁止

この仕様書で示す業務を第三者に委託してはならない。

8 その他

この仕様書の定めるもののほか必要な事項については、両者で協議の上、決定する。